

物品売買契約書

北海道（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲は、乙から次に掲げるところにより、物品を買い入れるものとする。

- (1) 物品の名称 バイオハザード対策用キャビネット 1式
- (2) 規格及び数量 別紙内訳書のとおり
- (4) 売買代金 金 万 円（うち消費税及び地方消費税の額金 万 円）
- (5) 納入場所 北海道立衛生研究所
- (6) 納入期限 平成30年3月20日

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、免除する。

（納入及び検査）

第3条 乙は、第1条第5号の納入場所に物品を納入したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日（以下「検査期間」という。）以内に検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分納することができる。この場合においては、前3項の規定を準用する。

5 第2項（前2項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、乙の負担とする。

（中間検査等）

第4条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い、又は納入計画その他必要と認める事項について乙に報告を求めることができる。

2 第3条第5項の規定は、中間検査に準用する。

（代金の支払）

第5条 甲は、物品の引き渡しを受けた後、売買代金を、甲が乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に北海道会計管理者勤務の場所において支払うものとする。

（危険負担）

第6条 第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しの前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

（瑕疵担保）

第7条 甲は、第3条第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の引渡しを受けた後1年以内に、当該物品について隠れた瑕疵を発見した場合には、乙の負担において、これを乙に修補させ、又は代品と取り替えさせることができる。

（履行遅滞）

第8条 乙は、第1条第6号の納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を付して甲に納入期限の延期を申し出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延期を承認したときは、その申し出の内容が

天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙は、その納入期限の翌日から納入の日までの日数（第3条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により代品を納入した場合において、当該代品の納入が納入期限後となる時にあっては、当該合格しない物品の検査に甲が要した日数を除く。）に応じ、当該遅滞に係る物品の売買代金につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、違約金の額が 500 円未満であるときは、違約金を徴さないものとする。

- 3 前項の違約金の債務は、甲に支払金の債務があるときは、これと相殺するものとする。
- 4 甲は、その責めに帰すべき理由により約定期間内に売買代金を支払わないときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき年 2.7 パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。この場合において、甲が乙に対し口頭又は文書で売買代金を支払う旨の通知をした日の翌日以後の期間は、約定期間に算入しないものとする。
- 5 甲が、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合は、検査期間満了の日の翌日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の規定を適用するものとする。

（権利又は義務の譲渡等）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

（解除）

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙若しくはその代理人の責めに帰すべき理由により、乙若しくはその代理人がこの契約の条項に違反した場合又は乙若しくはその代理人がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めた場合
- (2) 乙又はその代理人からこの契約の解除の申出があった場合
- (3) 乙が次のいずれかに該当する場合
 - ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品等の調達契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わ

なかったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、売買代金の 100 分の 10 に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなければならない。

第 11 条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下この条及び次条において「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。
- (2) 乙が納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び次条において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号）第 165 条第 1 項若しくは第 165 条の 2 の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第 89 条第 1 項、第 90 条若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 90 条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条に規定する刑が確定したとき。

（不正行為に伴う賠償金）

第 12 条 乙は、この契約に関して、前条各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として売買代金の 10 分の 2 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第 1 号から第 6 号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項第 3 号に規定するものであるとき又

は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の賠償金の額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相 殺）

第13条 甲は、乙に対する支払金の債務（契約保証金の返還債務を含む。）があるときは、第10条第2項並びに前条第1項及び第2項の賠償金と相殺することができる。

（契約保証金の返還）

第14条 甲は、乙がこの契約を履行したとき又は甲が第10条の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金を返還しなければならない。（※契約保証金を納付した場合）

（費用の負担）

第15条 この契約の締結及び物品の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第16条 この契約に関し訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第17条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道

北海道立衛生研究所長 貞 本 晃 一 印

住 所

乙 氏 名

別紙

内 訳 書

	品 名	規 格	数 量
本体	バイオハザード対策用キャビネット		1 式
付属品	電子着火式ガスバーナー フットスイッチ付		1 台
	屋外排気用ダクトチャンバー		1 台
その他	設置工事を含む。		